

## 非常変災、その他緊迫事態における生徒の登校

この件に関しては、年間を通じて共通の対応です。

- (1) 台風の接近または通過により「暴風警報等（「大雨、暴風を含む特別警報」ならびに「暴風を含む警報」）」が発表されているとき

①始業時刻について

- (ア) 午前 6 時において「暴風警報等」が発表中の場合は、自宅待機とします。
- (イ) 午前 10 時まで「暴風警報等」が解除になったときは、通常の通学手段で無理のないように登校してください。それ以降の授業を行います。

②臨時休業について

午前 10 時においてなお「暴風警報等」が発表中の場合には、臨時休業とします。

③下校時刻について

「暴風警報等」の発表前であっても、気象情報に応じて生徒の安全確保のため終業時刻を早め、下校を指示する場合があります。

- ④「暴風警報等」以外の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）では臨時休業にはなりません。

- ⑤生徒自らが、災害発生時における居住地域や通学路等の状況を把握し、災害に対して的確な判断が出来るよう日頃からご家庭でもご指導ください。

(2) その他

①臨時休業時の振替授業について

臨時休業時の振替授業については、後日連絡をします。考査期間中も同様です。また、臨時休業が解除された日の授業は、その曜日の授業となります。

- ②交通機関の運行に支障が起きた場合、また予想される場合、生徒の登校状況を判断し授業を実施します。